

## 令和 7 年度 第 2 回加東市農業委員会総会（5月定例会）議事録

開催日時	令和 7 年 5 月 20 日（火）午後 3 時 00 分～午後 3 時 38 分			
開催場所	加東市役所 3 階 301・302 会議室			
出席委員 ＊丸数字は農地利用最適化推進委員	1：—	2：藤原準一郎	3：田中 豊	4：小西輝明
	5：高見秀人	6：伊澤敏喜	7：井上 弘	8：下山泰三
	9：小林二城	10：大畠眞司	11：藤原義弘	12：藤川克弘
	13：柏木和博	14：田尻倫生	15：藤浦春治	
	①：村上雅信	②：田中重信	③：黒石剛史	④：時本 司
	⑤：山口康博	⑥：末廣信久	⑦：松本敏夫	⑧：—
	⑨：末廣義隆	⑩：谷口武徳	⑪：久保儀人	⑫：小藪富也
欠席委員	1：岸本敏弘	⑧：古丸 剛		
議事録署名委員	14：田尻倫生	15：藤浦春治		
出席職員	事務局長：肥田繁樹	副課長：藤井康孝		
	主事：川邊 錬			

### 会議次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員指名
- 4 議事
 

第 7 号議案	農地法第 3 条の規定による許可について	2 件
第 8 号議案	農地法第 5 条の規定による許可について	4 件
第 9 号議案	非農地証明願いの承認について	1 件
第 10 号議案	農地の現況転換等の確認について	1 件
第 11 号議案	農用地利用集積等促進計画の決定について	15 件
- 5 報告
 

報告第 2 号	市街化区域内の農地法第 4 条の届出について	1 件
---------	------------------------	-----
- 6 協議
 

協議第 2 号	令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について	1 件
---------	--	-----
- 7 その他
- 8 閉会

事務局	本日の農業委員の出席は 15 名のうち 14 名で、過半数に達しているため、加東市農業委員会総会会議規則第 9 条の規定により、本会議が成立したことを報告します。開会にあたり、議長である小西会長より挨拶を申し上げます。
会長	<あいさつ>
議長	ただいまから、令和 7 年度第 2 回加東市農業委員会総会を開会します。本日、現地調査担当の 12 番 藤川農業委員、13 番 柏木農業委員、1 番 村上推進委員、2 番 田中推進委員、3 番 黒石推進委員、ありがとうございました。のちほど、調査報告をよろしくお願ひします。本日の会議の議事録署名委員に、14 番 田尻農業委員、15 番 藤浦農業委員を指名しますので、よろしくお願ひします。それでは議案の審議に入ります。
	第 7 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、譲渡人は、農業機械の老朽化により耕作が困難となったことから、譲受人に売却するため申請されました。申請地は、譲受人の自宅に近接しているため耕作に便利であり、水稻の作付けを予定しています。譲受人は、必要な農機具を所有し、農業経験も約 60 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。番号 2、譲渡人は、遠方に居住しているため耕作が困難なことから、譲受人に売却するため申請されました。譲受人は、***に居住されていますが、7 月上旬には申請地の近くに移住する予定となっています。譲受人は、約 5 年の家庭菜園の経験があり、必要な農機具を所有していることから、耕作は可能であると見込まれます。以上の申請については、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	本件について、該当する担当地区の農業委員から譲受人または借受人の耕作状況について補足はございませんか。
委員	番号 1 は問題なく耕作されています。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 7 号議案は、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 7 号議案は原案のとおり許可することに決定しました。
議長	第 8 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、本件は、系統用蓄電池設備設置のための転用となります。系統用蓄電池とは、変電所や送電線等に直接接続される大規模な装置となります。近年、太陽光発電設備の設置が増加しており、太陽光により発電された電力は日中に余剰電力として余る傾向にあります。その電力を蓄電池に一時保管し、需要が多い時間帯に放流することにより、電気の無駄を削減できるというものです。譲受人は、***に本社を置く、

	<p>太陽光発電及び売電事業を営む会社です。譲渡人は 3 人となりますが、申請地は休耕地で、農地の管理に困っていたところ、譲受人から系統用蓄電池設備としての活用の提案を受け、申請することとなりました。申請地は、地盤よりも低い造成を計画しているため、土砂の流出等のおそれはないほか、排水対策については、碎石舗装を行い、雨水は自然浸透及び既設水路へ排水する計画となっています。地元説明会は実施済であり、加東市良好な環境の保全に関する条例の手続も同時進行の状況で、担当課からは許可見込みありの旨を確認済です。申請地の農地区分は、第 2 種農地に該当し、土地改良区は目的どおりの転用であれば支障はないとの意見です。</p> <p>番号 2、本件は、太陽光発電設備設置のための転用となります。譲受人は、＊＊＊に本社を置く、再生可能エネルギー事業などを営む会社です。譲渡人は、仕事と農地の管理の両立が難しくなってきていたところ、譲受人から太陽光発電設備としての活用の提案を受け、申請することとなりました。申請地では、造成工事は行わないため、土砂の流出等のおそれはないほか、排水対策については、雨水は自然浸透及び既設水路へ排水する計画となっています。申請地の農地区分は、第 2 種農地に該当し、土地改良区は目的どおりの転用であれば支障はないとの意見です。</p> <p>番号 3 と 4 は、事業が関連しているため一括して説明します。譲受人は、＊＊＊に本社を置く、不動産業などを営む会社です。申請地は、区画整理地内で、通勤、通学、買い物に便利な位置であるため当該地を選定されています。番号 3 は、2 階建て 8 戸の共同住宅を、番号 4 は、番号 3 の隣地で分譲住宅用地を計画しています。申請地の農地区分は、いずれも第 3 種農地に該当し、土地改良区は目的どおりの転用であれば支障はないとの意見です。</p> <p>以上の申請については、農地法第 5 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可相当の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>本件については、現地調査を行っております。</p> <p>調査結果を現地調査員から報告をお願いします。</p>
現地調査員	<p>番号 1 の現地の状況は、田でした。周辺には農地がありましたが、碎石舗装を行い、雨水は自然浸透及び既設水路へ排水する計画となっています。また、造成工事においては、境界の地盤よりも低い造成を計画しているため、土砂が流出するおそれはないことから、計画どおりに工事すれば周辺の農地に影響を及ぼすおそれなく、転用することについて特に問題はないと思われます。</p> <p>番号 2 の現地の状況は、田でした。周辺には農地がありましたが、雨水は自然浸透及び既設水路へ排水する計画となっています。また、造成工事は行わないため、土砂が流出するおそれはないことから、計画どおりに工事すれば周辺の農地に影響を及ぼすおそれなく、転用することについて特に問題はないと思われます。</p> <p>番号 3 の現地の状況は、田でした。申請地は区画整理地内で、周辺は宅地に囲まれており農地はありませんでしたので、転用することについて特に問題はないと思われます。</p> <p>番号 4 の現地の状況は、田でした。申請地は区画整理地内で、周辺は宅地に囲まれており農地はありませんでしたので、転用することについて特に問題はないと思われます。報告は以上です。</p>

議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第8号議案は、原案のとおり許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は举手をお願いします。
各委員	<全員举手>
議長	全員举手にて、第8号議案は許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。
議長	第9号議案「非農地証明願いの承認について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号1、申請地は、土地改良事業のときに地区と調整し、宅地の一部として分筆した土地ですが、地目が田で残っていることが、土地売却の調査により判明したため申請されました。申請地は農用地区域外で、土地改良区は受益地外となっています。
	以上の申請地については、農地法第2条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	本件については、現地調査を行っております。
	調査結果を現地調査員から報告をお願いします。
現地調査員	番号1の現地の状況は、宅地に隣接する雑種地でした。現地の状況及び申請書類により、農地に該当しない状態が、20年を超える期間継続していることを確認できたため、非農地証明することについて特に問題はないと思われます。報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第9号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は举手をお願いします。
各委員	<全員举手>
議長	全員举手にて、第9号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
	<第10号議案は、議長が利害関係者に該当するため、井上副会長が議長を代理する。議長である小西会長は退室>
議長代理	第10号議案「農地の現況転換等の確認について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号1、申請地は、ほ場整備地区域外で水路がなく、以前より保全管理をしていましたが、客土工事を行い、畑として耕作できるようにするため申請されました。申請地の面積は67m <sup>2</sup> ですが、客土工事は、高畦の南側部分を残し、50m <sup>2</sup> を施工されます。説明は以上です。
議長代理	本件については、現地調査を行っております。
	調査結果を現地調査員から報告をお願いします。
現地調査員	番号1の現地の状況は、田でした。周辺には農地がありましたが、計画どおりに工事すれば周辺の農地に影響を及ぼすおそれではなく、現況転換することについて特に問題はないと思われます。報告は以上です。
議長代理	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。

	<意見なし>
議長代理	意見がないようですので、採決いたします。
	第 10 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長代理	全員挙手にて、第 10 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
	<小西会長が入室し、井上副会長は議席に戻る>
議長	第 11 号議案「農用地利用集積等促進計画の決定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	使用貸借権 15 件、22 筆、27,363 m <sup>2</sup> に農地中間管理権が設定され、6 月 24 日公告予定です。説明は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
各委員	第 11 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	<全員挙手>
各委員	全員挙手にて、第 11 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	次に報告事項に入ります。
事務局	報告第 2 号「市街化区域内の農地法第 4 条の届出について」事務局より説明をお願いします。
	番号 1、ドッグランに転用する届出を受理しました。添付書類等は完備していましたので、専決処理により、4 月 24 日付けで受理通知書を交付しました。説明は以上です。
議長	届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	次に協議事項に入ります。
事務局	協議第 2 号「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」事務局より説明をお願いします。
	本件は、令和 6 年度に設定した最適化活動の目標に対する実績をまとめたものであり、その実績を農業委員会等に関する法律の規定により公表するものです。
	I 農業委員会の状況は、令和 6 年 4 月 1 日現在の内容のため、目標設定時から変更はありません。
	II 最適化活動の実施状況について、(1) 農地の集積については、令和 6 年度の目標集積率 17.9%に対し、実績集積率は 17.4%で、達成状況は 97.2%でした。地域計画に基づく集積や集団化の取組により、現状の集積率 14.9%より向上しましたが、目標に対して下回る結果となりました。
	(2) 遊休農地の発生防止・解消については、令和 6 年度の解消目標面積 2.1ha に対

	<p>し、解消実績面積は 0.6ha で、達成状況は 28.6%でした。令和 6 年 4 月 1 日現在の状況から若干解消したものの、目標に対して下回る結果となりました。</p> <p>(3) 新規参入の促進については、令和 6 年度の新規参入者へ公表する貸付農地等の面積 12.9ha に対し、実績公表面積は 2.3ha で、達成状況は 17.8%でした。新規参入者はありましたが、目標に対して下回る結果となりました。</p> <p>最適化活動の活動目標のうち、(2) 活動強化月間の設定については、令和 6 年度の活動強化月間の目標設定回数 3 回に対し、実績は 3 回で農地パトロールなどの実施により目標は達成しました。</p> <p>(3) 新規参入相談会への参加については、目標参加回数 1 回に対し、実績は 2 回で青年等就農計画の認定に関するヒアリングへの参加により目標は達成しました。</p> <p>目標の達成状況の評語については、各項目の各目標に対する実績について配点が定められており、成果目標及び活動目標の達成状況に対する点数の合計点は 7 点となり、総合的な評価は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」という結果となりました。</p> <p>III 事務の実施状況について、総会、部会の開催実績は、毎月 1 回の定例会を開催し、5 月 15 日には委員改選に伴う農業委員及び推進委員の任命式・委嘱式を開催しました。農地法第 3 条に基づく許可事務は 76 件を処理、農地転用に関する事務は 22 件を処理しました。</p> <p>違反転用への対応は、令和 6 年度に 0.3ha の違反転用を解消しましたが、0.4ha の違反転用がまだ解消されていない状況となっています。解消に至っていない案件については、県と連携しながら解消に向けて指導を継続している状況です。説明は以上です。</p>
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
各委員	協議第 2 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	<全員挙手>
各委員	全員挙手にて、協議第 2 号は原案のとおり決定しました。
議長	以上で本日の議題は全て終了いたしました。
事務局	慎重にご審議を賜りありがとうございました。
議長	最後に、その他事項として、事務局から連絡などがあれば説明をお願いします。
各委員	以下について説明
	・農業委員・農地利用最適化推進委員の地域活動について【令和 7 年 4 月 1 日改訂】の配付
議長	何か質問などはございませんか。
各委員	<なし>
議長	以上で、令和 7 年度第 2 回加東市農業委員会総会を閉会します。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議長 小西 輝明

---

議事録署名委員 田尻 倫生

---

議事録署名委員 藤浦 春治

---